第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
1	城委員	（新）施策③の指標No.3について 審議会の場で、施策②の指標No.2について「指導数年間達成率」の表現を改めた方が良いと指摘させて頂きました。この指標No.3についても同様に、漁協数を指標にした場合、漁協の数が変わるとどの程度達成したのかがわからなくなるため、全漁協への指導を目標にするのであれば「啓発・指導を行う漁協の割合」などの表現に変え、目標値を「100%」とすると良いと思いました。	委員御指摘を受け、「漁協に対する鮮度・衛生管理対策についての年間指導率」を指標名として100%を目標値とします。	水産課
2	城委員	（新）施策⑩の指標No.13について 指標を認定者数から認定者の割合にすることは問題ないと思うが、5.5%という数値は目標値としては中途半端だと思います。区切り良く5%あるいは6%にしてはどうでしょうか。また、指標名が「農家数に占める…」となっていますが、農家の中に管理指導士がいる訳ではないので「農家数に対する…」とした方が良いと思います。	委員御指摘のとおり、指標数値は区切りの良い５％に、また、指標名は農家数に対するに変更いたします。 （令和２年度において、農家数（個人経営体）41,955人に対し、農薬管理指導士数2,299人となっています。5.4796%で、少数第1位を四捨五入して5%とします。）	農産園芸課
3	城委員	＊（新）施策⑨の指標No.10について 資料６のこの項目の「見直しの方向性・理由」の最後に「なお、講習会の開催は感染症流行の影響を受けることから、目標を修正することとする」と記載されているが、目標値は現在と同じ「10,000人」で変わっていない点を疑問に思った。	御指摘のとおりであり、なお書き以下を削除します。	生活衛生課

第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
4	光永委員	資料２の調査結果に関しまして、ご説明いただいたように、首都圏の方の“新潟県産の食品自体が安全である”といった認識は、極めて高いものと思われます。これは国産食品に対する信頼を反映した結果なのだと思いますが、確かに、大きな食中毒事件等が発生すると、この信頼が失墜してしまいますので、注意も必要かと思います。 御参考程度にしていただければと思います。	御意見くださりありがとうございました。	
5	光永委員	資料２の問３に関しまして、年代によって不安を感じている項目が異なる点など、たいへん興味深い結果かと思います。特に、９頁の【男女別(R3年度)】など、県内と首都圏の間には異なった傾向があるようにも思われます。私、統計の専門家ではないので、確かなことは言えないのですが、例えば「細菌ウイルス食中毒」「異物混入」「遺伝子組換え」などは、相対的に首都圏の方が高い数値を示しているように思います。その要因を明らかにすることで、新潟県産食品の対外的評価をさらに高めることができるのでは、と思ったりしています。 御参考程度にしていただければと思います。	御意見くださりありがとうございました。	

第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
6	小林委員	○資料４ 次期計画改定原案たたき台目標 県内8割以上、首都圏7割以上を確保する ○目標数値であることから、できることなら首都圏でも8割以上を確保して頂きたいと思います。また、第３期（令和3年）では82.6%の数字になっているので、今後も事件や事故が無い限り大幅に減少することは少ないと思います。 （私は県外出身の為、新潟は緑が多く空気がきれいで雪国である。特に米、酒、魚介類が美味しいというイメージをもっています。そのような場所で栽培された農畜産物にはとてもいい印象（安全）を持っています。福島は原発事故の影響が今でも色濃く、米全量検査や土壌スクリーニングを行っていても風評被害は避けられない状況が続いていると聞きます。）	委員御指摘の首都圏の成果指標値について、平成29年からの５年間の値を見ると、変動幅は統計上の誤差（信頼度95%）の範囲内であり、各年の指標値を誤差の下限値で見ると７割台を推移しています。 これについて他の委員から「横ばいだが、非常に高い数値を維持できており、計画は十分に達成できている」と評価されたことを受け、誤差を考慮したうえで今後も安定的に現在の水準を確保していくという考え方で「首都圏７割以上」という目標設定としたいと考えています。	生活衛生課
7	小林委員	○資料６　⑦食品等の適正な表示の徹底 ○6000件を5年で調査　年間調査数1200件と設定し、100%の達成を目標とする 消費者が安全・安心を自分で確認できる手段として、商品（食品）の表示を見ることが一番容易いと思います。表示の信頼性が欠けてしまっては何を信じてよいか分かりません。6000件を5年かけてではスピード感が劣ると思いますので、大変かと思いますが1年間の検査数を増やして頂き、スピード感をもって検査をお願いしたいと思います。	食品表示ウォッチャーが行う表示状況調査については、県が行う表示状況等の監視調査を補完するものとして、毎年、食品表示ウォッチャーを公募し、日頃のお買い物の中で食品表示の調査と報告をしていただいております。直近５年間の調査結果によりますと、調査店舗数（年間調査店舗数1,200件）における食品表示ウォッチャーからの報告に対し、実際に不適正な表示は0.8%～1.9%と低い水準となっております。 委員ご指摘のとおり、表示の信頼性の確保は重要な課題と認識しておりますので、不適正な表示の割合の推移なども勘案し調査店舗数を検討いたしますが、当面は現行の水準を維持したいと考えております。 なお、食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、関係機関と連携して説明会を行うなど様々な機会を捉えて、食品関連事業者に対する表示制度の理解促進に取組んでおります。	食品・流通課

第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
8	青木委員	HACCPに沿った衛生管理の制度化について ①　規模別、業態別の事業素数について、すでにISO取得、それに準ずる認証取得している事業所数を合わせた保健所別の一覧表作成について ②　対象事業所への監視、指導体制について、保健所職員の対応について、それぞれ管内における専属の監視員数は。 ③　制度化への取組の中で、HACCP概念の重要項目である「手順１から12」までの内容に合わせた監視体制か。立入検査時での不具合内容に関わる「是正措置」「改善指導」についてのフォロー、極めて細かな指導体制への取組は。	①　毎年実施しているHACCP導入に関する事業者アンケートで保健所ごとに把握しています。 ②　食品等事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の普及については食品衛生監視員が行っており、新潟市を除く県内の12保健所に42人（各保健所２人から８人）が配置されています。 ③「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」が適用される中小規模の食品工場及び飲食店・販売業に対しては、県内12保健所の食品衛生監視員が助言及び監視指導を行う体制となっています。 「HACCPに基づく衛生管理」（いわゆる７原則を実施）が適用される大規模な食品工場に対しては、上記12保健所のうちの４カ所に配置されている「食品安全広域監視班」が中心となって、助言及び監視指導を行う体制となっています。	生活衛生課
9	青木委員	④　制度化の内容（衛生管理手順状況を含めた手順１~12）に十分合致していると認められた事業所への証として、ステッカー等の発行で啓発していくことが可能か ⑤　各種の認証制度を見たとき、１年ごと若しくは有効期間、例えば３年ごとの更新が必要な内容ではその都度監査が実施され、運用のチェックがなされていますが、今回の制度化においても１年あるいは何年後との監査を実施されるのでしょうか。 ⑥　制度化の対象は「原則、全ての営業者に衛生管理を導入」とありますが、例えば、町の豆腐屋さん、ケーキ屋さん、パン屋さん等を対象とした内容として理解して良いか。 県の指導体制において、制度化に対する積極的な動きを期待します。	④　県では、HACCPに関する認証ステッカー等の発行は行っていませんが、食品衛生協会では、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組む店舗に専用のプレートを掲示する取組を進めています。 ⑤　食品等事業者に対する保健所の監視については、県が別に定める計画「新潟県食品衛生監視指導計画」により、製造・流通の規模等に応じて概ね年１回から５年に１回の頻度としています。 ⑥　御意見のとおり、HACCPに沿った衛生管理の実施については、豆腐製造業、菓子製造業などの食品衛生法に基づく許可業種及び米穀類販売業など届出業種を対象としています。	生活衛生課

第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
10	青木委員	営業許可を要しない業種の届出制度の導入について、新たな届出制が必要になった業種について教えていただきたい。	米穀販売業や野菜販売業などあらゆる食品営業が該当します。 ただし、食品輸入業などの公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定める業種は除かれます。	生活衛生課
11	青木委員	資料６　⑨「県からの情報発信の強化について」ホームページにおいて、県内のお米産地（佐渡産、岩船産、魚沼産ほか）別の「残留農薬検査結果」の公開については、随時ホームページで確認できるのでしょうか。 また、「残留農薬検査項目」は何項目でしょうか	生活衛生課では、県が別に定める計画「新潟県食品衛生監視指導計画」において、農産物（県産・県外産・輸入）の残留農薬検査を実施することとしており、結果をホームページ上で公開しています。なお、県内産玄米については、令和元年度及び令和２年度に各２検体を検査しました（検査項目数は349）。 また、農産園芸課では、令和３年度に玄米13検体を検査しました（検査項目数は３）。	生活衛生課
12	青木委員	資料６　⑬「食の安全・安心に係る人材の育成について」の19「HACCP普及関係機関の研修参加率を目標値（R6年度）100%」について ①　普及関係機関の具体的な機関名は。 ②　研修参加者の人数は、参加者数は保健所職員以外にも別の機関の職員も参加か。保健所職員以外の方でも研修を受講することにより、監視可能か ③　R6年度まで、研修率100%を目指すことは制度化による対象事業所に対しても100%監視・指導が行き届いたと置き換えても良いか。	①　受講対象のHACCP普及関係機関は、県内12か所の保健所、２か所の食肉衛生検査センター、県庁生活衛生課です。 ②　食品衛生法の規定により営業施設に立ち入ることができる「食品衛生監視員」の資格を有する職員が12保健所、２食肉衛生検査センター、県生活衛生課に69人配置されており、この職員を対象に研修を実施しています。 ③　HACCP普及関係機関の研修参加率100%を目標として研修を実施していくことにより、普及・指導にあたる食品衛生監視員の指導力の強化を図ります。 そのうえで、対象事業者に対する計画的な施設監視と講習会等の実施により、HACCPに沿った衛生管理がすべての対象事業者に定着することを目指します。	生活衛生課

第24回にいがた食の安全・安心審議会後に対する委員から提出された御意見について　資料２

No.	委員名	御意見	御意見照会に対する回答（案）	回答担当課
13	山本委員	私の発言の補足として、漁協数が14漁協となった理由は、平成30年度に上越市漁協と名立漁協が合併したことで１漁協少なくなったからであります。 令和２年度の目標値が15漁協となっていますが、これは間違いであり、正しくは14漁協であります。 訂正をお願いします。（前回第23回の資料2－3にも同じ間違いがあります）	平成29年度に令和２年度（平成32年度として）の目標を定めていることからこのとおりの記載となっています。	水産課
14	山本委員	審議会全体として今回の審議会が悪天候だったこともあり、延期も含め、冬の時期の審議会開催はなるべく控えた方が良いと考えます。（特に１～２月の間） そして、今回初めて委員のリモート出席が実施されましたが、会場内にいる委員たちが中心となって審議を進めることとなり、リモート出席の委員が発言できる機会がなかったと感じました。 今後リモート出席の委員も積極的に審議に参加できるよう工夫が必要だと考えます。 例えば、意見や質問がないか、時々呼びかける形をしてみたらいかがでしょうか。	御意見くださりありがとうございました。 開催時期は、できる限り真冬を避けるよう配慮するとともに、リモート出席の委員も発言しやすい議事運営に努めていきたいと考えています。	生活衛生課